

令和7年度盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者募集 Q&A

No.	項目	質問	回答
1	事業	7年度は3施設ということですが、8年度は市内の利用ニーズを満たすだけの施設数まで拡大することを検討していますか。	8年度から給付制度となりますので、市内の利用ニーズを満たせる提供体制の確保が必要と考えています。7年度においては、利用ニーズの把握も目的ではありません。 なお、市内の対象児童数は、令和6年4月時点において約1,200人程度おります。
2	事業	7年度選定された事業者が8年度以降も継続して実施するとのことですが、事業者の理由で8年度以降の実施が難しいとなった場合、どうなりますか。	7年度事業者として選定された場合、乳児等通園支援事業者として認可を行いますので、継続実施も見据えて応募いただきたいですが、認可後にやむを得ない理由等により事業の廃止・休止を行うことはできます。
3	事業	余裕活用型で実施する場合、年度当初は利用定員に空きがあり、受入れを行ったが、年度途中で利用定員が充足した場合、受入れ出来ないと思いますが、大丈夫ですか。	余裕活用型においては、利用定員が充足した場合、乳児等通園支援事業利用乳幼児の受入れが出来なくなります。利用枠の停止をするなどの対応が必要になりますが、認可上は問題ございません。
4	事業	幼稚園などは、消防法の条件で3歳未満を預かることが難しい要件となっています。認可された後に消防に指摘されたりしないでしょうか。	事業者の選定にあたり、実施する施設の図面を提出いただき、専用室がある場合は図面に標記していただきます。既に当市で認可している施設においては、認可書類等がありますので、事業者選定時点で基準に適合しているか確認をさせていただきます。
5	事業	2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか。	本事業の実施要綱や基準等を満たしていれば対象となりますが、対象のこどもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、3歳の子が利用する場合には、本事業の対象外となります。
6	事業	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前日までの利用が可能です。子ども・子育て支援制度においては、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定（新制度幼稚園や認定こども園の利用）や施設等利用給付の1号認定（私学助成幼稚園等の利用）を受けることが可能です。そのため、満3歳以上の子どもの活動に対する公的支援は、こども誰でも通園制度ではなく、他の仕組みで行うことが適切であると考えています。
7	設備運営基準	設備運営基準第22条第1項に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とありますが、該当する研修はどのようなものでしょうか。	県や市などが行う、次の研修となります。 ①「子育て支援員研修」における基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修 ②「家庭的保育者等研修」基礎研修と同等の研修 なお、子育て支援員研修については、過去の研修修了者も認められます。
8	事業	利用者が負担する利用料のことですが、各施設で設定となっておりますが、無料というのもありでしょうか。	施設の判断において無料にすることも可能です。 なお、こども誰でも通園制度の利用予約等を行う「総合支援システム」において、利用者が利用予約を行った際、予約時間に応じた利用料（1時間当たり300円）の目安が表示されます。
9	事業	パソコンやスマホを利用した利用登録のようですが、スマホを持っていない方、または、パソコン環境の整っていない方はどのようにして登録すればよいのか？園が窓口となって、利用登録も可能でしょうか。	利用者が総合支援システムによる予約が出来ない場合は、利用者からの電話連絡等による受付処理が想定されます。 なお、初回利用に係る事前面談等については、利用者から聞き取り、市から事業者へ調整する場合があります。

10		事業収支予算書は、今回の制度を通常の保育とは別に行う場合にかかる家賃、人件費、光熱費、その他諸々の経費の事を指すのでしょうか？余裕活用型の場合は予算書の提出は必要ないという事でしょうか。	事業収支予算書に記載していただく経費（支出）は、こども誰でも通園制度に関わる経費を算出し、記載いただきます。 人件費や光熱水費などにおいて、既存施設と兼ねて実施する場合は、全体経費額から、稼働時間や利用割合などから按分していただければと思います。 なお、本事業の対象経費や職員や設備を兼ねて実施する場合における、給付費や補助金等の取り扱いについては、国実施要綱が示されていないことから、現時点ではお答えしかねます。
11	補助金	補助金は年度末にまとめて給付という事なのですが、月単位での給付も可能でしょうか。	現時点で月単位の補助金支給は検討しておりません。 なお、補助金の一部または全部を前金払することは可能です。
12	設備運営基準	障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合に必要なこと、職員の配置基準などはどうなりますか。	障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合職員配置基準は特設設けられていますが、「盛岡市保育施設での医療的ケア実施に関するガイドライン」などの各種ガイドラインに準じて安全な受入体制を確保する必要があります。 なお、これらの児童を受け入れた場合、補助金額が加算されます。 【加算額】 障がい児 こども一人当たり1時間400円 要支援家庭 こども一人当たり1時間400円 医療的ケア児 こども一人当たり1時間2,400円
13	事業	こども誰でも通園制度を利用中に施設内で事故が発生した場合、どのような保険が適用されますか。	こども誰でも通園制度は、日本スポーツ振興センターが行う「災害共済給付制度」などの公的な保険の対象外となりますので、必要に応じて各事業所において任意保険への加入をお勧めします。 なお、公立保育所では、「ほいくのほけん・こどもえんのほけん（公益社団法人全国私立保育連盟）」に加入しております。
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			